

(第5版)

グリーン調達ガイドライン

(第5版)

2021年6月30日 改訂

株式会社 小野測器

品質保証ブロック

1. 目的

株式会社小野測器は、地球環境の保全が今世紀における人類の重要な課題と位置付けて、環境配慮型の製品開発を進めることで、循環型社会の実現に少しでも寄与できるように活動していきます。また、CSR(企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility)の観点からも、製品の原材料から廃棄に至るまでの製品ライフサイクルの中で有害化学物質の排除を推進していきます。

弊社は、製品を作るための材料・部品・製品及びサービスを多くのお取引先様から調達しています。昨今の有害化学物質等の法規制強化に伴い、お客様には『環境を保証した製品』の提供が求められています。そのため、従来の「品質(Q)、コスト(C)、納期(D)」に、「環境(E)」を加え、これらを配慮した活動をされているお取引先様から、環境負荷の小さい材料、部品、製品を優先的に調達する「グリーン調達」を推進していきます。

2. 適用範囲

弊社が製造又は販売するために購入するすべての原材料・部品・製品・副資材(以下、調達品という)に適用します。

3. グリーン調達基準

個々のお取引につきましては、従来からの評価である品質(Q)・コスト(C)・納期(D)など、総合的な経済合理性に基づいて調達先を決定することを基本としますが、さらに環境(E)の観点についても考慮した上で、環境を配慮した活動をされているお取引先様から、環境負荷の小さい調達品を優先的に調達し、使用していくようにします。

3.1 環境保全を推進しているお取引先様からの調達

環境保全に積極的なお取引先様や組立・加工協力会社様を考慮して調達していきます。その際のポイントは、以下の2項目になります。

(1) ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運用していること

(2) 環境管理に自主的に取り組み、継続的に改善していること

環境保全に関する活動は、お取引先様の自主活動であることを基本とします。

グリーン調達に当たっては、ISO14001認証取得の推奨を始めとする、環境に配慮した活動を積極的に取り組まれているお取引先様を考慮して、調達致します。

3.2 環境負荷の小さい部品・材料・製品の調達

製品に使用する部品・材料は、環境負荷が小さいものを調達していきます。

弊社では、調達品の環境負荷の低減に関する項目を具体的に定め、これらの項目について調査し、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。その際の評価

は以下の5項目になります。

(1) 環境関連法規の遵守

調達品に含有する物質及びその製造工程で使用する物質について、使用禁止が明確に管理されていること

(表1『使用禁止物質一覧表』参照)。

(2) 省資源についての配慮

可能な限り減量化すること、また可能な限り再生材を使用すること

(3) 省エネルギーについての配慮

可能な限り少ないエネルギーで製造され、また使用中のエネルギー消費が少なく、流通段階でもエネルギー消費が少ないこと

(4) 再資源化についての配慮

リサイクルしやすい材料を使用し、材料毎に分離・分解が容易な構造になっており、再生利用が容易なこと

(5) 包装材についての配慮

環境負荷の小さい包装材料を使用するとともに、使用量を必要最小限にすること、また社会的な回収・再利用・リサイクルのシステムに合致していること

4. 含有物質調査のツールと物質の分類

(1) 含有化学物質の調査回答ツールとして chemSHERPA(ケムシェルパ)の chemSHERPA-AI(成形品データ作成支援ツール)を使用します。

(2) 調達品への含有を規制する物質は下記の様に分類を定めます。

使用禁止物質：

調達品に含有される事を禁止する物質。ただしRoHS指令対応の制限物質に対する含有上限は『7. 閾値』に定めた値とします

管理物質：

含有は禁止しないが使用量の低減に努める物質。含有量を把握し、管理する。管理物質は chemSHERPAで対象とする化学物質のうち、使用禁止物質以外の化学物質とします。

5. 適用法令

表1に示されるように、使用禁止物質を設定しています。これら物質以外にも、法律等で禁止されている物質の使用、含有を禁止します。

(1) 国内

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第一種特定化学物質)
- ・労働安全衛生法
- ・オゾン層保護法
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(2) 国外

- ・EU-RoHS 指令(10物質規制)
- ・ドッドフランク法(ドッド・フランク ウォール街改革、および消費者保護法)
※紛争鉱物の不使用

6. 適用除外

RoHS 指令(2011/65/EU)の適用除外用途に定められた用途に使用する物質にはこのガイドラインを適用しません。(RoHS 指令付属書Ⅲ及び付属書Ⅳ)

(注: 適用除外用途には有効期限があります。最新の適用除外用途の情報を参照してください。)

7. 閾値

RoHS 指令対応の制限10物質について、閾値を以下のように定めます。

物質名	閾値
鉛	1000 ppm
水銀	1000 ppm
カドミウム	100 ppm
六価クロム	1000 ppm
PBB	1000 ppm
PBDE	1000 ppm
DEHP	1000 ppm
BBP	1000 ppm
DBP	1000 ppm
DIBP	1000 ppm

ただし、この値は単一素材における値とします。したがって、部品の中に複数の材料が含まれる複合部品の場合、部品全体としての値ではなく部品の各構成材料における値となります。

8. ご注意いただきたい事項**(1) 含有に関する考え方**

RoHS 指令では意図的／非意図的に関係なく、含有量が閾値未満であることが要求されています。非意図的でも、含有することが判明している場合は記載をお願いします。

※従来のガイドラインより方針を変更しています、

(2) 金属及びその化合物の含有量

chemSHERPAの遵法判断情報画面では、「報告閾値」が化合物の含有率ではなく、金属化合物中の特定元素あたりの含有率となっている場合があるので、注意してください。

(3) 工程で使用する化合物質

溶剤・洗浄剤・発泡剤など、製造工程で使用されるもので、揮発性があり製品に残留しないと考えられる場合、記入は不要です。

ただし、『使用禁止物質一覧表』の物質を製造工程で意図して使用するケースでは非揮発性のものが多く、製品の中にも含有すると考えられますのでご注意下さい。

(4) 以下の製品は、調査対象物質を含有する場合が多いので、充分な確認をお願いします。

- ・ベアリングやレバー等の稼動部分を有する部品に使用するグリス等の潤滑剤
- ・樹脂材料の難燃剤
- ・リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・接点の電気的潤滑等を目的とした特別な金属類(合金)
- ・ベルト、ローラー、ブッシュ、チューブ等のゴム類の添加剤
- ・カラーコードなどの表示塗料
- ・フタル酸エステルを含有する梱包材等に、温度の高い場所で、長時間、圧力がかかる様な環境で接触していた樹脂製品。

9. 本ガイドラインの運用及び改訂について

本ガイドラインは、2020年8月3日より運用します。

また、内容に変更等があった場合は、速やかに改訂するものとします。

以上

1: 使用禁止物質一覧表

大分類	物質群分類No	物質群	RoHS指令制限物質	関連する主な法規制等	主な使用部位	主な使用目的
1	金属及び金属化合物※1	A05 カドミウム及びその化合物	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	接点、ニッカド電池、耐食めっき、装飾用塗料・インク、塩ビ被覆配線コード類、ヒューズ、蛍光体、光学ガラス(レンズ)、プラスチック部品、プラスチック樹脂(外装、ケーブル等)、プラグ、モータ整流子、フォトカカラ、受光素子、スイッチング電源、ソケット・リレー、BNC端子・板金、各種スイッチ、抵抗体	顔料、耐食表面処理、電池・電気材料、光学材料、安定剤、電気接点の安定化、感光性の抵抗体・半導体、めっき材料、樹脂用顔料、電極、はんだ材料、接点、亜鉛めっき、接点保護、塗ビ安定剤
2		A07 六価クロム化合物	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	クロメート処理鋼板、電池、カラーフィルタ、金属防食クロムメット処理(亜鉛めっき・無電解めっき・各種合金・ダイカスト)、アルマイト染料、黒色クロムめっき、ねじ、シャフト、ナット	顔料、塗料、インク、触媒、めつき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理(クロメート処理)、塗料密着性向上)、防錆
3		A09 鉛及びその化合物	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	鉛はんだ、鉛蓄電池、ゴム、プラスチック、ガラス、鉛蓄電池電極、光学ガラス(レンズ)、機械部品(銅、アルミニウム、銅)、塩化ビニル、塗料・インク、X線遮蔽プラスチック板、モニタ用プララン管、電気はんだ・ダイボンディング・メカはんだ、セラミック、電極、抵抗部品、樹脂部品、黒亜鉛めっき、電解めっき、半導体、センサ構成材料、塗化ビニル	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料・メカはんだ材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めつき材料、合金成分、樹脂添加剤
4		A10 水銀及びその化合物	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	電極、水銀電池、乾電池、ランプ類(水銀ランプ・蛍光管・液晶用パックライト・パックライト・プロジェクタ)、電気接点、プラスチック、塗料、インク、ゴム・樹脂、スイッチ、センサ	蛍光材料、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、高効率発光体、抗菌処理
5		A17 ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBT)		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第1種特定化学物質)	印刷インク、電子部品用インク、難燃プラスチック、ゴム・エラストマー	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料
6		A18 トリプチルスズ類(TBT類)(※2)、トリフェニルスズ類(TPT類)		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第2種特定化学物質)	消音材(ノイズ除去用)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防かび剤、防汚剤
7	有機化合物系	B02 ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	プリント基板、樹脂部材	難燃剤
8		B03 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	プリント基板、樹脂部材	難燃剤
9		B05 ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第1種特定化学物質)	rans-コンデンサ絶縁油、蛍光灯安定器	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体・溶剤、電解液
10		B06 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第1種特定化学物質)	可塑性ゴム、エラストマー・ベルト、ロール、パッキン、シール材、コンデンサ絶縁油、プラスチック部品	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性・耐陥性・耐水性・殺菌性)、電気絶縁媒体・難燃剤
11		B09 短鎖型塩化パラフィン(※3)		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第1種特定化学物質)	可塑性ゴム成形品、電線被覆材、基板導体・配線、合金、電線	塩ビ可塑剤、難燃剤
12		C01 アスベスト類		労働安全衛生法	フレーキライニング・パッド、電気絶縁部、化学設備用シール、機器製品の断熱部	絶縁体、充填剤
13	その他	C04 オゾン層破壊物質		オゾン層保護法	コンプレッサ、消火器、発泡樹脂、ハロゲンランプ	冷媒、発泡剤、消火剤(洗浄剤)
14	その他	C06 放射性物質		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律		
15		C05 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	電線ケーブルの絶縁、塗料、接着剤、軟質ポリ塩化ビニル(PVC)ケーブル、被覆スリーブ、外装部位や基板等に用いられるゴムやテープ・フィルム、NBR(ニトリルゴム)、CR(クロロブレンゴム)、CSM(クロロスルファン化ポリエチレン)のゴム製品、ゴム足、Oリング	可塑剤、溶剤
16		- フタル酸ブチルベンジル(BBP)	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	軟質および硬質PVCシート、印刷インク、接着剤、塗料、合成皮革、コーティングされた布、シーラント	可塑剤
17		C05 フタル酸ジブチル(DBP)	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	ケーブル、プラグ、ゴム足、チューブ、糊およびシーラント、清り止めコーティング、緩衝材、接着剤、塗料	可塑剤、溶媒
18		C05 フタル酸ジイソブチル(DIBP)	●	2011/65/EU(EU/RoHS)	ニトロセルロース(ラッカー塗料、接着剤)、ポリアクリレート(アクリル樹脂)の可塑剤、塗料、ラッカー、ワニス、紙、パルプおよびボード、接着剤としてバインディング剤、柔軟剤および粘性調節剤	可塑剤、柔軟剤

(※1): 金属にはその合金を含む。

(※2): ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBT)を除く。

(※3): 炭素鎖長／10～13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

(※4): 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限る。